

函館地方法務局における商業・法人登記事務取扱庁変更について (お 知 ら せ)

現在、函館地方法務局江差支局及び八雲支局(旧寿都支局・旧八雲出張所)で取り扱ってきた会社や法人の登記事務については、下記のとおり**函館地方法務局登記部門**で取り扱っていますので、お知らせします。

なお、会社や法人の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務(動産・債権譲渡に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。)、印鑑カードの交付・廃止・再発行事務、電子証明書の発行・使用廃止事務については、引き続き江差支局、八雲支局でも取り扱います。

また、不動産登記事務については、取扱庁の変更はありません。

※ 函館地方法務局登記部門への登記申請については、インターネットを利用したオンライン申請及び郵送による申請ができますので、ご利用願います。

記

現在の取扱庁	対象の区域	変更年月日
江差支局	・江差町・厚沢部町・乙部町・上ノ国町 ・奥尻町	平成23年2月7日(月)
八雲支局 (旧寿都支局) (旧八雲出張所)	・八雲町・長万部町・今金町・せたな町 ・森町 ・寿都町・黒松内町・島牧村	平成23年2月7日(月)

※ 現行の会社・法人番号は、取扱庁の変更に伴い、それぞれの変更の日から新たな番号となっていますので、注意してください。

【変更後の取扱庁】

名 称 函館地方法務局登記部門
所 在 〒040-8533
函館市新川町25番18号(函館地方合同庁舎3階)

【函館地方法務局登記部門案内図】



【お問合せ先】

函館地方法務局登記部門
電話 0138-23-9530

オンライン申請につきましては、
登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/> を御参照ください。

函館地方法務局